

長野県中小企業等海外出願支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優れた技術や製品等を有し、かつ、それらを海外において戦略的に広く活用しようとする長野県内中小企業者等が行う産業財産権に係る外国への特許出願等を支援するため、公益財団法人長野県産業振興機構（以下、「機構」という。）が行う長野県中小企業等海外出願支援事業補助金の交付に関し、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱（経済産業省制定 令和6年3月28日付け 20240318 特第8号）、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領（経済産業省制定 令和6年3月28日付け 20240319 特第2号。以下「国実施要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付に係る選定の基準)

第2条 国実施要領第9条の審査は、別に定める「長野県中小企業等海外出願支援事業補助金審査要領」により行う。

(不採択の通知)

第3条 補助金を交付しないと決定したときは、様式1による交付不採択通知書を交付申請者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 国実施要領第11条に定める書面は、様式2による交付申請取下げ書とする。

(実績報告)

第5条 国実施要領第17条第1項の補助事業者が別に定める日は、当該年度内の1月末日とする。

(間接補助金の額の確定等)

第6条 国実施要領第18条第1項に定める通知は、様式3による交付額確定通知書により行う。

(条件等の変更)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた中小企業者等は、名称、所在地、代表者を変更しようとするときは、様式4による変更届出書を機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(附則)

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

この要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

この要綱は、令和6年6月7日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別紙（様式1）

経支第 号
年 月 日

企業名
代表者名 様

公益財団法人長野県産業振興機構
理事長

年度中小企業等海外展開支援事業費補助金
（海外出願支援事業）
間接補助金交付不採択通知書

年 月 日付けをもって申請のありました 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）については、審査の結果、交付しないことを決定しましたので、通知します。

別紙（様式2）

年 月 日

公益財団法人長野県産業振興機構
理事長 様

郵便番号
住所
名称
代表者名

年度中小企業等海外展開支援事業費補助金
（海外出願支援事業）
間接補助金交付申請取下げ書

年 月 日付で申請し、年 月 日付で交付決定を受けました 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金交付申請については、次の理由により交付申請を取下げたいのでお届けします。

【取下げ理由】

経支第 号
年 月 日

企業名
代表者名 様

公益財団法人長野県産業振興機構
理事長

年度中小企業等海外展開支援事業費補助金
（海外出願支援事業）
間接補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 経支第 号をもって交付決定した 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金については、年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められますので、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第18条第1項により、下記のとおり確定します。

間接補助金の額 _____ 円

（助成対象経費 _____ 円）

（外国出願経費 _____ 円）

別紙（様式4）

年 月 日

公益財団法人長野県産業振興機構
理事長 様

郵便番号
住所
名称
代表者名

年度中小企業等海外展開支援事業費補助金
（海外出願支援事業）
間接補助金変更（名称・所在地・代表者）届出書

年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金の内容（名称・住所・代表者）を下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

1. 変更事項 変更前_____

変更後_____

2. 変更理由

添付書類：登記簿謄本 1通